

要配慮者利用施設の 避難確保計画の作成について

②作成編

（避難確保計画作成）

令和8年 東松山市





■ 要配慮者利用施設の「避難確保計画」とは

- 避難確保計画とは、施設周辺が大雨などで浸水するおそれがある場合、避難経路や避難所、避難行動の役割分担などをあらかじめ決めておくことで、いざという時に、要配慮者利用施設利用者の安全を確保するための計画です。

■ 避難確保計画の作成手順について

- この資料は、計画をつくる前に知っておいていただきたいことや、実際の計画のつくりかたについて解説します。



①学習編（別冊）：

計画作成の必要性や東松山市の水害リスク、避難行動のタイミングと役割分担について解説します。

②作成編：

実際に、避難確保計画の作成方法について解説します。

洪水重

における洪水時の避難確保計画
(所在地：東松山市_____)

年 月

目次

編	No.	内容	ページ
①学習編 (別冊)	ステップ1	避難確保計画作成の必要性	P.3～ (別冊)
	ステップ2	東松山市の水害リスク	P.8～ (別冊)
	ステップ3	避難行動のタイミングと役割分担	P.19～ (別冊)
②作成編	ステップ4	避難確保計画作成方法【作成編】	P.3～
	ステップ5	計画の提出について	P.20～

【ステップ4】

避難確保計画の作成方法

はじめに

【（白紙）避難確保計画のひな形・記入例】を準備しましょう！

- 【（白紙）避難確保計画のひな形】は記入例を参考に作成してください。
印刷はA4サイズで行います。

東松山市ハザードマップを確認しましょう！

- 施設周辺の浸水深や浸水継続時間を確認し、避難先や避難経路を決めます。

水害ハザードマップ（p12～）・・・最大浸水深を確認します。

避難先となる指定緊急避難所等や危険な区域等が確認できます。

安全な避難経路を確認します。

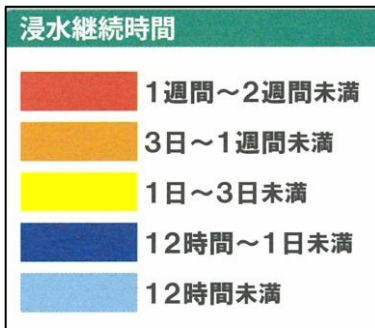
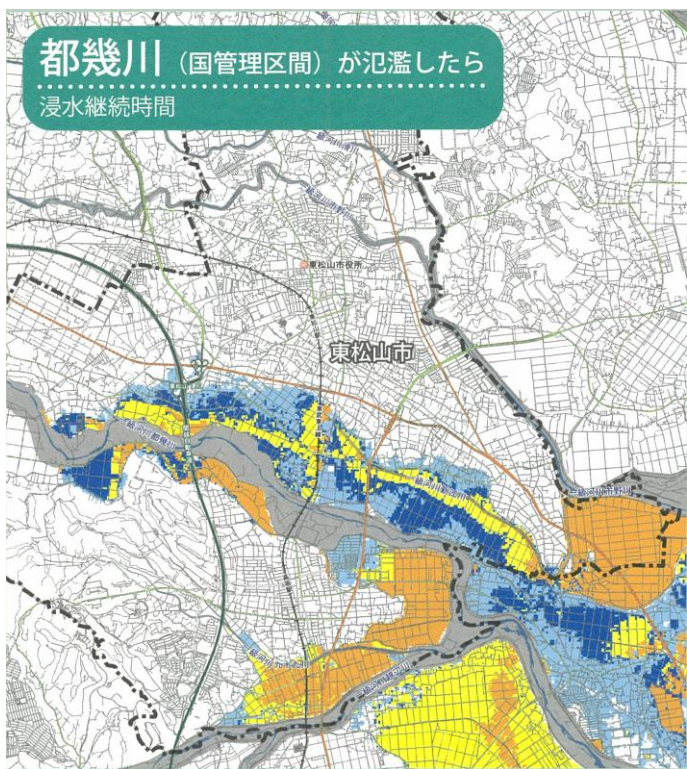
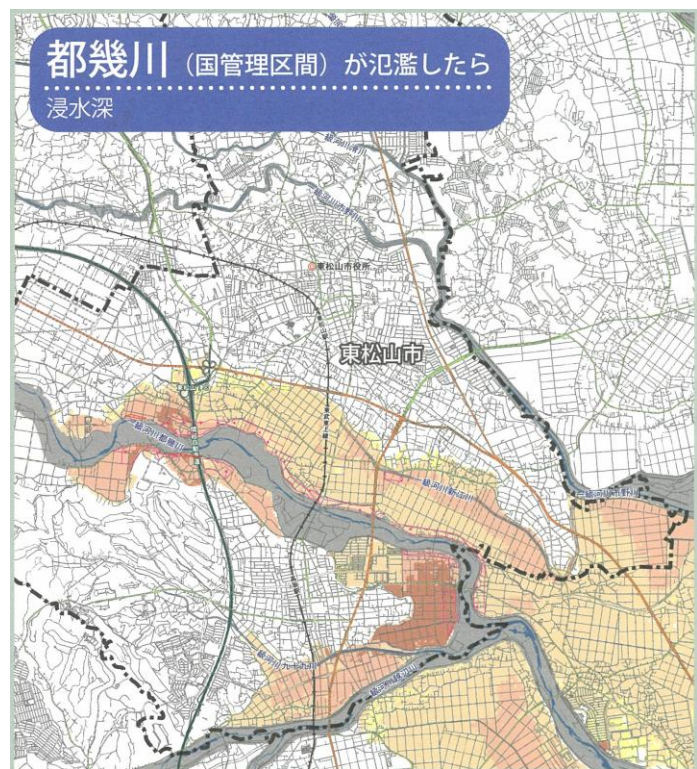
洪水浸水想定区域図（p31～）・・・浸水継続時間を確認します。

場所によって複数の流域の浸水想定区域となっている場合もあるため、最大の浸水継続時間を確認します。

洪水浸水想定区域図（ハザードマップp31～）の見方

■ 図は、浸水深と浸水継続時間の2種類あります。

- ・ 浸水深の図では施設周辺で水がどの程度の高さまで上がるかが確認できます。
※水害ハザードマップ（p12～）は浸水深の図を重ねて最大浸水深を示したものです。
- ・ 浸水継続時間の図では、水が引くまでにどの程度時間がかかるのか確認できます。



その他の参考資料について

■ 避難確保計画を作成で参考となる資料です。必要に応じて確認してください。

◆避難確保計画作成の手引き 解説編

- ・様式の作成に当たって必要な解説が記載されています。様式の作成で不明な点等があった場合に参考となります。

避難確保計画作成の手引き
解説編

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/i/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/kaisetsu.pdf>

◆要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集

- ・避難確保計画の**作成事例集**です。
- ・水害リスクや施設利用者等の特性を踏まえた検討経緯も詳細に整理されています。



<https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinan/nkankoku/pdf/hinanjireishu.pdf>

その他の参考資料について

◆既存の計画への追記による避難確保計画の作成

既存の計画への追記による避難確保計画の作成 国土交通省

消防計画に追記する例・・以下の6事項を追記する

①計画の目的に「洪水時の避難」を追記

消防計画の第1条(目的)に、水防法第15条の3第1項に基づく洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を加える。

②自衛水防組織の項目を追加(手引き P21～P23参照)

自衛消防組織の記載を参考に、洪水予報等の情報収集、洪水予報等の情報収集、洪水時における避難誘導、構成員への教育及び訓練、その他水災の軽減のため必要な業務の任務を記載。 ※なお、各施設の判断で自衛消防組織など既存の枠組みの活用も可

③洪水時の防災体制の項目を追加(手引き P4~7参照)

「洪水時の防災体制」の項目を追加し、洪水時の体制、体制区分ごとの活動内容、体制区分ごとの確立基準、体制区分ごとの活動を実施する要員を記載。

④洪水時の避難誘導の項目を追加(手引き P17～19参照)

「洪水時の避難誘導」の項目を追加し、避難場所、避難経路、避難誘導方法を定める。 ※なお、震災時等の避難場所、避難経路が洪水時と同一の場合、これを引用することよい。

⑤避難の確保を図るための施設を追加(手引き P20参照)

洪水予報等の情報収集・伝達及び避難誘導に使用する資機材を記載する。 ※自衛消防組織の装備または震災時等に備えた資機材等の記述がある場合、その他不足する資機材を追記することにより。

⑥洪水時に係る教育・訓練の項目を追加(手引き P21参照)

従業員への洪水時を想定した防災教育及び訓練に関する事項を追加する。 ※実情に応じ、各施設の判断で消防計画に実施している教育・訓練をもって代えることができる。

洪水時の避難確保計画は、消防計画などの既存の計画に、洪水時に係る体制・対応を追加して作成できます。

(目的)

第○条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、○○○
について必要な事項を定め、火災、地震及びその他の災害の予防及び人
被害の軽減を図ることを目的とする。

また、水防法第15条の3第1項に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る
ことを目的とする。

(自衛水防の組織と任務分掌)

第〇条 〇〇〇〇の自衛水防組織として△△△を統括管理者とし、次の任務分限により自衛水防組織を別表〇のとおり規定する。

區別	任務内容
組織管理系	自衛隊隊員の各隊員に対し、指導、命令を行う。戦闘隊員の配備を行う。自衛隊隊員の各隊員に対する懲罰および訓練を行う。
情報伝達係	外と内における消息と指揮の情報の収集を行う。関係者及び関係機関との連絡を行う。
避難誘導係	避難誘導にあたる。避難経路、避難防衛の監視を行う。避難指示の決定、發佈にあたる。

(洪水時の活動)

第○条 洪水時においては、次の防災体制をとる。

	係組織上の特許制度	主要内容	対応事項
注意制度	〇〇権限範囲	権限位置、関係職員位置	権限位置図
署名制度	〇〇権限範囲 〇〇地位取得要件・高給金受給資格要件等	権限位置、署名時準備、署名 加算金受給資格、**	権限位置図、署名 加算金、**
印章制度	〇〇権限範囲 〇〇係長に承認された承認印(私章)使用	担当全員の承認印簿、**	承認印簿等、**

(洪水時の避難計画)

第○条 洪水時の避難場所、避難経路、避難誘導方法については、下記に使う。

(1) 避難場所・経路
・第○条の置換時の避難場所・避難経路に定める通り。

- ・施設外の避難場所へ誘導するときは、避難場所までの経路、道路状況について予め説明する。
- ・避難する際は、原則として車両等を使用せず徒歩とする。…等

(読者に備えての準備書)

第〇条 第〇条の要領に係る準備品に加えて、洪水に備え次の品目を常に使用または持ち出せるよう準備しておき、定期的に点検を行う。

活動の区分	使用する設備・器具等
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファクシス、携帯電話、録音機、電灯、携帯電話用バッテリー
避難誘導	右記(従業員、関係者等)、案内板、タブレット、携帯電話、録音機、携帯電話充電器、電灯の照度計、電灯、携帯電話用バッテリー、ラジオマック、防災無線 施設内の一時避難のための広さ・形状・構造・距離等

(洪水対策に係る教育及び訓練)

第〇条 施設管理者は、次により防災教育及び訓練を行うものとする。

	予定実施月	内容
生涯学習	○○月	(1) 天来平樹祭及び天来路公園開園記念イベント
個人社会	○○年度	(2) 情報収集、協議に協力依頼
市議会議員	○○月	(3) 総経路開通に協力依頼

消防計画など、**既存の災害**
に関する計画に追記すること
とも可能です。（要配慮者利
用施設の管理者等の避難確保
計画の作成等の義務化につい
て p8）

**ここから、実際に避難確保計画
を作成していきましょう。**



【作成方法】目次

■避難確保計画として 作成する資料の目次です。

・ 1～8と別紙の【施設周辺の避難地図】は合わせて市に提出してください。

・ 9～13と別添、別表1は、市への提出は不要ですが、作成していざというときに備えることが重要です。

・ 自衛水防組織を設置しない場合には、8（様式6）の提出は不要です。

目次

◆（1～8及び別紙【施設周辺の避難地図】は市に提出）

1. 計画の目的（様式1）
2. 計画の適用範囲（様式1）
3. 防災体制（様式2）
4. 情報収集及び伝達（様式3）
5. 避難誘導（様式4）
6. 避難の確保を図るための施設の整備（様式5）
7. 防災教育及び訓練の実施（様式7）
8. 自衛水防組織の業務に関する事項（様式6）
※自衛水防組織を設置しない場合は不要

別紙 【施設周辺の避難地図】

◆（市には提出不要、作成し施設で利用）

9. 地域との連携
10. 関係機関との連絡体制（様式10）
11. 利用者緊急連絡先一覧表（様式8）
12. 対応別避難誘導一覧表（様式11）
13. 防災体制一覧表（様式12）

別添 自衛水防組織活動要領

別表1 自衛水防組織の編成と任務

※ 別添、別表1は、自衛水防組織を設置する場合に作成

【作成方法】(P.2) 3 防災体制(様式2)

- 「3 防災体制」の前段部分で、自衛水防組織の設置状況を選択します。
- ・設置済みの場合は、記載例p12・p13の「**自衛水防組織活動要領**」等が必要です。
 - ・設置しない場合は、記載例p10の「**防災体制一覧表（様式12）**」が必要です。

避難確保計画 2ページ

当てはまる方にチェックを入れる

- ☒ 自衛水防組織を設置する（設置済みの）場合

別紙「自衛水防組織活動要領」及び「自衛水防組織の編成と任務」に基づき、施設における体制を構築する。また、活動する時期・基準については、次の表のとおりとする。

- ☐ 自衛水防組織を設置しない場合

13 防災体制一覧表 に基づき、施設における体制を構築する。また、活動する時期・基準については、次の表のとおりとする。

3 防災体制（様式2）

☒ 当部本防組織を設置する（設置済みの）場合
 原紙「自衛水防組織活動要綱」及び「自衛水防組織の編成と任務」に基づき、施設における体制を構築する。また、活動する時期・基準については、次の表のとおりとする。

☐ 自衛水防組織を設置しない場合
 1-3 防災体制一覧表 に基づき、施設における体制を構築する。また、活動する時期・基準については、次の表のとおりとする。

体制	体制確立の判断時期	体制内容	対応者
警戒監視（監視所） （監視所）	警戒監視（監視所） （監視所）	☒ 洪水予報等の伝報収集 ☒ 避難情報の受信手段確保 その他（ ）	統括管理責任者 情報班
警戒監視（監視所） （監視所）	警戒監視（監視所） （監視所）	☒ 使用する資機材の準備 ☒ 関係者・家族等への事前連絡 ☒ 周辺住民等への事前協力依頼 ☒ 避難経路・避難場所の確認 その他（ ）	避難誘導班
警戒監視（監視所） （監視所）	警戒監視（監視所） （監視所）	☒ 洪水予報等の伝報収集 ☒ 避難情報の伝報収集 その他（ ）	統括管理責任者 情報班
警戒監視（監視所） （監視所）	警戒監視（監視所） （監視所）	☒ 避難所への避難誘導開始 ☒ 関係者・家族等への引き渡し開始 ☒ 市及び関係者・家族等へ、避難誘導開始の連絡 その他（ ）	避難誘導班
警戒監視（監視所） （監視所）	警戒監視（監視所） （監視所）	☒ 関係者・家族等への引き渡し完了 その他（ ）	統括管理責任者 情報班
警戒監視（監視所） （監視所）	警戒監視（監視所） （監視所）	☒ 避難所への避難誘導完了 ☒ 市及び関係者・家族等へ、避難誘導完了の連絡 その他（ ）	避難誘導班

・水位が避難判断水位に達したとき
 ・危険の前兆を察知したとき

ポイント！

- 自衛水防組織については、次のページで解説します。

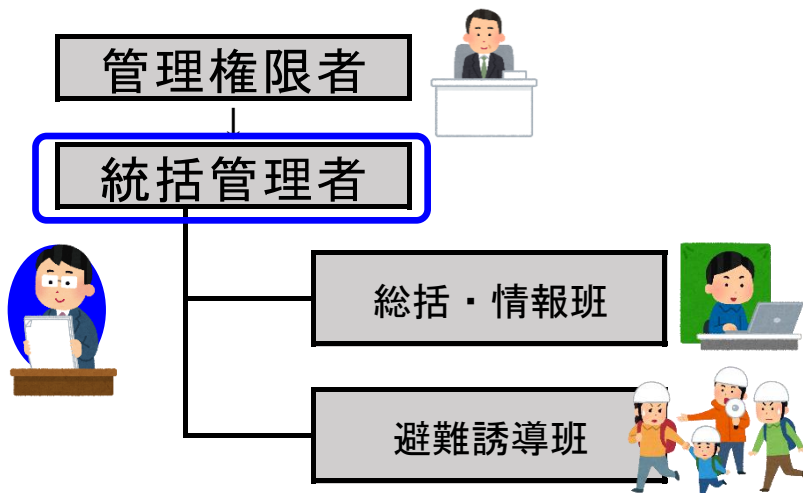
利用名	水・設備 利用種別	水利用 設備水	設備排水	遊技排水	設備排水
敷地内	野池	2.5	2.5	4.5	5.0
敷地外	公園池	18.0	18.0	-	18.0
市野山	緑地水庫	14.3	14.3	16.02	17.0
遊歩道	水溝	3.0	3.0	3.0	3.0
遊歩道	溝排水	3.0	3.5	4.1	4.6
遊歩道	溝排水	3.0	3.5	5.0	5.5

【作成方法】（参考）自衛水防組織とは

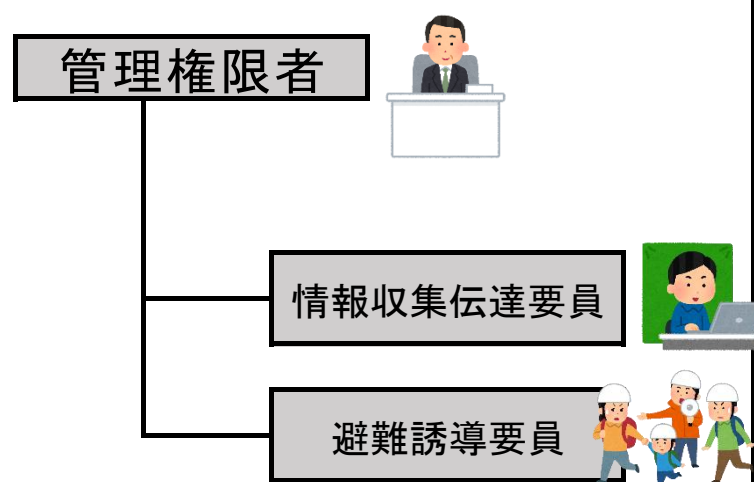
- 要配慮者利用施設は、**自衛水防組織の設置の努力義務**が課せられています。
（水防法第15条の3第6項）
- 自衛水防組織とは、**施設の職員等により組織**し、あらかじめ定める計画に基づき、「**統括管理者**」の指揮のもと各構成員がそれぞれの役割に応じて、**施設利用者の避難誘導や施設への浸水防止活動**を行うものです。
- 自衛水防組織は、**施設利用者の安全確保のための体制**であり、**設置することが望ましい**と考えられます。

（参考）自衛水防組織を設置している場合としていない場合の組織図

《自衛水防組織を設置する場合》



《自衛水防組織を設置しない場合》



【作成方法】(P.2) 3 防災体制(様式2)

■「3 防災体制」の下段部分では、自治体等からの情報を基に、
いつ（体制確立の判断時期）、何（活動内容）を、だれが（対応班）するか
について記載します。体制確立の判断基準となる河川（観測所）は東松山市ハザードマップ等を参考に決めてください。

□をクリックし、チェックを入れます

注意 体制	- 東松山市にレベル2大雨注意報／レベル2氾濫注意報発表 ☒ 都幾川（野本観測所） ☐ 市野川（天神橋、慈雲寺橋観測所） ☐ 越辺川（入西観測所、高坂橋観測所） ☐ 荒 川（熊谷観測所） ☐ その他（〇〇河川） の水位が水防団待機水位に達したとき等	☒ 洪水予報等の情報収集 ☒ 避難情報の受信手段確認 その他（ ）	総括管理者 情報班
		☒ 使用する資機材の準備 ☒ 保護者・家族等への事前連絡 ☒ 周辺住民への事前協力依頼 ☒ 避難経路・避難場所の確認 その他（ ）	避難誘導班

ポイント！

■活動内容は例であるため、独自に内容を記載しても問題ありません。
施設の状況に応じて必要な活動内容を記載してください。

【作成方法】(参考) 避難情報の発令基準

出典: 東松山市ハザードマップ

気象庁が発表

東松山市が発令

緊急度	警戒レベル 状況	避難情報等	とるべき行動	災害の進展イメージ
	警戒レベル 1 今後気象状況 悪化のおそれ	早期注意情報 気象庁が発表	災害への心構えを 高める	大型の台風や大雨 が予想される 
	警戒レベル 2 気象状況悪化	レベル2大雨注意報 レベル2氾濫注意報など 気象庁が発表	自らの避難行動を 確認	夜間に雨が降り続くと 予想される 
	警戒レベル 3 災害の おそれあり	高齢者等※避難 東松山市が発令 ※避難先までの移動に時間がかかる方 気象庁が発表する レベル3大雨警報、 レベル3氾濫警報など	危険な場所から 高齢者等は避難 	避難情報が発令 される 
	警戒レベル 4 災害の おそれ高い	避難指示 東松山市が発令 気象庁が発表する レベル4 氾濫危険警報、 レベル4 土砂災害危険警報など	危険な場所から 全員避難 	土砂災害の予兆現象など、 いつもと違うと感じる 
	災害発生 危険が迫る	〜〜＜警戒レベル 4 までに必ず避難！＞〜〜		
	警戒レベル 5 災害発生 又は切迫	緊急安全確保 東松山市が発令 災害の状況を確実に把握できるものでないため、 必ず発令されるものではありません。 気象庁が発表する レベル5大雨特別警報、 レベル5氾濫特別警報など	命の危険 直ちに 安全確保！ 	避難経路が浸水 しているおそれ がある 
				周囲で浸水が始まり、 避難先へ避難 するのが危険 と感じる 
				急激な大雨により、土砂が 急に迫ってきた 

高

【作成方法】(P.14) 別紙 施設周辺の避難地図の作成

避難確保計画で立退き避難（水平避難）の避難先・避難方法について示すことになるため、まずは、別紙【施設周辺の避難地図】（記載例 p14）を作成します。

避難先や避難経路の安全性確認のために、東松山市水害ハザードマップ等を参考にします。施設周辺の浸水想定の深さや過去の道路冠水箇所を確認しましょう。

また、状況に応じて避難先を選択できるように、複数の避難先を検討する必要があります。

ポイント！

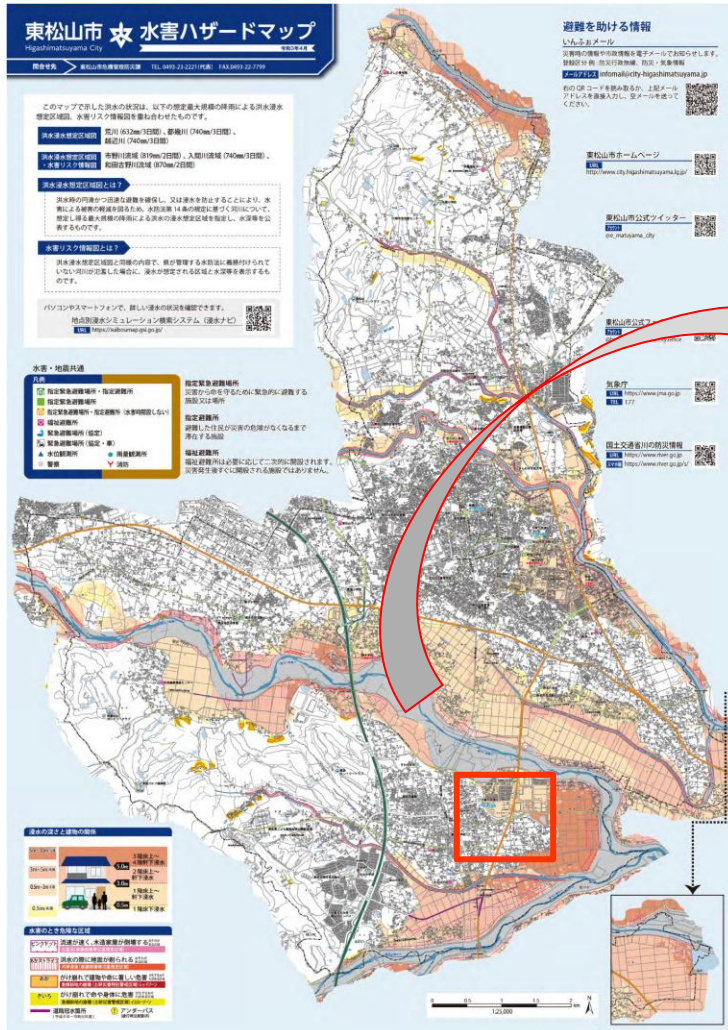
- 自分の施設周辺で想定される浸水深と、施設の高さ（階数）を比較してみてください。
- 例えば、平屋建てで浸水深3.0m以上の所に建っている場合は、天井まで浸かることが考えられるため、安全な場所への早急な避難の必要性が高いと考えて下さい。



【作成方法】(P.14) 別紙 施設周辺の避難地図

- 洪水や土砂災害の区域に入っていない避難所を避難先として設定してください。
- ハザードマップ（p 1 1）の避難所施設一覧に利用可能な施設が記載されています。

※市の川小、新宿小、青鳥小、北中、南中、東中避難所は、水害時には開設されません。

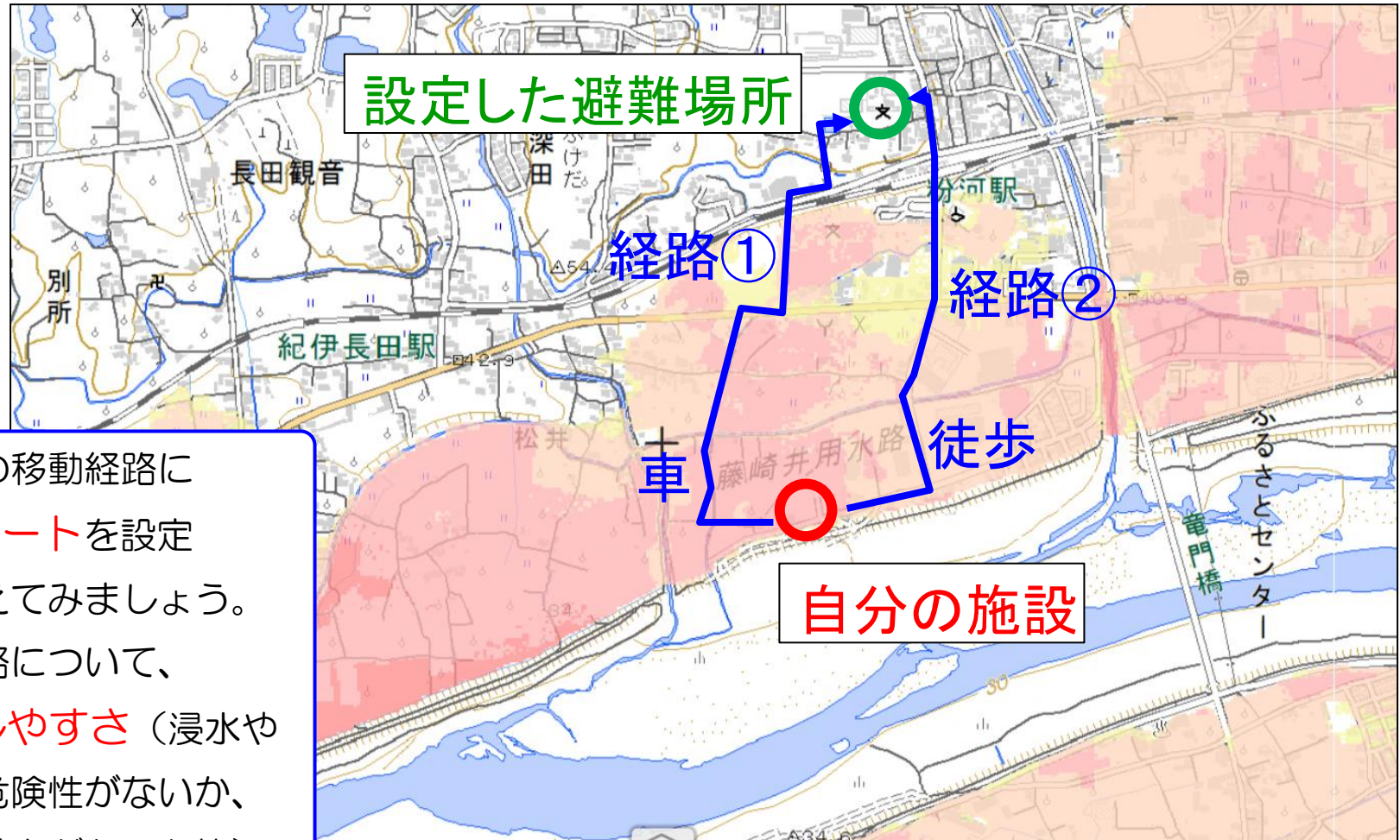


ポイント！

- 災害時は、市からの避難所開設情報を確認しましょう。
- 施設利用者の避難生活環境確保の観点から、提携先の施設や知り合いの施設などは有力な候補となります。

【作成方法】(P.14) 別紙 施設周辺の避難地図(避難経路を記入)

- ハザードマップ等に、【自分の施設に○】【避難先に○】の印をつけましょう。
- シールを貼った後は、避難経路(手段)を記入しましょう。



ポイント！

- 一つの避難先への移動経路について、**複数ルート**を設定できないかを考えてみましょう。
- 設定した避難経路について、**大雨時の通行しやすさ**(浸水や土砂災害などの危険性がないか、交通量の多い交差点がないか等)を確認しましょう。

【作成方法】(P.14) 別紙 施設周辺の避難地図(避難経路図作成)

■ハザードマップや洪水浸水想定区域図上に
避難先、避難経路が記入出来たら、
「別紙 施設周辺の避難地図」にまとめましょう。

避難先・避難経路（手段）を記入したハザードマップや洪水浸水想定区域図を貼付けてください。

または、枠内に「別添としてハザードマップ提出」と記入し、避難場所・経路を記入したハザードマップを提出してください。

ポイント！

- キレイな図面とする必要はなく、施設の方々が以下を共有できる資料であることが大切です。
- 避難先と経路がわかること。
- 避難時に気をつけておきたいこと。

■別紙の作成が終わったら、「4 情報収集及び伝達」と「5 避難誘導」に、避難先、避難手段を記入してください。

別紙

検討した避難先を記入

避難場所 1 浸水想定区域外の関連施設等	避難場所 2 指定緊急避難所	屋内安全確保
1 A会（系列グループホーム）	C高校（体育館）	本施設（3階会議室）
2 B会（系列グループホーム）	D高校（体育館）	本施設（4階多目的室）

経路中の危険箇所：川沿いのルートは、できるだけ避ける。ガソリンスタンド、がけ

施設の浸水深：5～10 m 浸水継続時間：12時間 施設構造：4階（鉄筋・木）

※避難経路は、2ルート以上を想定

A会 避難経路①の② (→)

B会 避難経路①の② (→)

C高校 避難経路①の② (→)

D高校 避難経路①の② (→)

【作成方法】(参考) ハザードマップポータルサイトを使った別紙の作成

- 重ねるハザードマップの作図機能でも、自施設や避難先、避難経路を追加することが出来ます。距離計測も可能です。
- 作成した地図を印刷するか、画像データとして保存し、別紙に添付して下さい。



作図機能

- ◇マーカー: 施設位置を設定
- ◇線を追加: 避難経路を設定

印刷等は、
「その他」
ボタンから

【作成方法】(P.3) 4 情報収集及び伝達(様式3)

(P.5) 5 避難誘導(様式4)

- 「4 情報収集及び伝達」では、①事前の体制確認、②情報収集方法、③情報伝達に関する事項（伝達先、伝達内容、伝達方法）、④立退き避難（水平避難）する場合の避難先を記載します。
- 「5 避難誘導」では、立ち退き避難（水平避難）する場合の①避難先や、②避難場所までの避難経路・移動手段を記載します。

ポイント！

- 複数の情報収集及び連絡方法を確保することが望ましいです。
- 連絡網も計画と共に保管し、定期的に見直します。

【ステップ5】

計画の提出について

避難確保計画の提出について

提出方法：持参、郵送又は電子メール

提出部数：2部 ※ 持参又は郵送の場合

計画提出先・相談窓口

【東松山市 市民生活部 危機管理防災課】

TEL : 0493-21-1405

FAX : 0493-22-7799

MAIL : KIKIKANRIBOSAICA@city.higashimatsuyama.lg.jp



- 避難確保計画を一通り記入したら、**職員の皆様で再度検討**して下さい。
- 避難先や避難経路、移動距離、移動手段、避難時に気をつけておきたいこと等、**施設職員、利用者の皆様で共有**することが大切です。